

1 看護職賠償責任保険とは

看護職賠償責任保険は、看護師、准看護師、保健師または助産師が、看護業務の遂行に起因して発生した他人の身体の障害について負う法律上の賠償責任を補償する保険です。

*ご加入者（被保険者）は、MRM会員または会則第5条で認められた方に限られます。（看護助手の方はこの保険にご加入いただくことができません。）

2 看護職賠償責任保険の内容

(1) 保険金をお支払いする場合

基本契約

- 被保険者または業務の補助者による看護業務の遂行に起因して発生した他人の身体の障害について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。
保険金をお支払いするのは、身体の障害が保険期間中に発見された場合に限りです。

財物損壊担保特約条項

- 看護業務の遂行に起因して発生した患者さんや見舞い客等の他人の財物の損壊（看護業務の遂行にあたって使用もしくは管理する財物の損壊を含みます。）について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払する特約です。保険金をお支払するのは、財物の損壊が保険期間中に発見された場合に限りです。

人格権侵害担保特約条項

- 不当行為によって発生した人格権侵害について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いする特約です。
保険金をお支払いするのは、不当行為が保険期間中に日本国内において行われた場合に限りです。

(2) 保険料と支払限度額

(免責金額：なし)

支 払 限 度 額		年間保険料（一時払）
基本契約	1 事故につき 5,000 万円 保険期間中 1 億 5,000 万円	3,370 円
財物損壊	1 事故・保険期間中 30 万円	
人格権侵害	1 事故につき（*） 保険期間中（*）	

* 人格権侵害担保特約条項の支払限度額は、基本契約の支払限度額と共有となります。

- ① 保 険 期 間：2022年1月1日午後4時～2023年1月1日午後4時（1年間）
中途加入時は、保険料（下表参照）振込月の翌月1日午後4時～2023年1月1日午後4時までです。
- ② 保 険 料：ご加入初年度のみ下表保険料を現金でお振込みください。
次年度より、毎年10月27日にご指定口座から自動引落としとなります。
次年度の自動引落とし用に、加入申込書・左側に記載の「口座振替登録書」に口座情報を記入・押印（登録印）ください。
- ③ 自 動 継 続：現在ご加入の方につきましては、別途ご案内する「更新のご案内」をご確認ください。「更新のご案内」に記載の期日までにご加入者の方からのお申し出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は今年度パンフレット等に記載の保険料・補償内容にて、保険会社に保険契約を申し込みます。なお、本内容をご了承いただける方につきましては、特段のご加入手続きは不要です。
- ④ 団 体 割 引：現在、割引はありません。
- ⑤ 募 集 締 切 日：初年度のみ加入該当月の保険料を、前月25日までに前振込みください。中途加入の場合、ご加入希望月の前月25日までに、加入申込書の郵送と同時に下記保険料をお振込みください。ただし、12月申込みの場合のみ12月20日までに前振込みをお願いします。

(3) 中途加入の場合、ご加入希望月の前月25日までに、下記中途加入保険料をお振込みください。

中途加入保険料（円）												
始期日	1月1日付	2月1日	3月1日	4月1日	5月1日	6月1日	7月1日	8月1日	9月1日	10月1日	11月1日	12月1日
看護職	3,370	3,090	2,810	2,540	2,250	1,970	1,690	1,410	1,120	850	570	290

* 12月加入の方は、翌年度1年分保険料と併せてご請求いたします。

(4) お支払いする保険金の種類及びお支払い方法

この保険では、被保険者が負担する次の損害に対して約款の規定に従い保険金をお支払いします。

①法律上の損害賠償金	法律上の賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金 ※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要となります。
②争訟費用	損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等（訴訟に限らず、調停・示談なども含まれます。）
③損害防止軽減費用	事故が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために引受保険会社の同意を得て支出した費用
④緊急措置費用	事故が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用、または引受保険会社の同意を得て支出したその他の費用
⑤協力費用	引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用

保険金のお支払い方法は、次のとおりです。

【損害賠償金】

上記①の法律上の損害賠償金については、ご加入された支払限度額を限度に保険金をお支払いします。

【各種費用】

上記②～⑤の費用は、原則としてその全額が保険金のお支払い対象となります（支払限度額は適用されません。）。

ただし、②争訟費用については、「①法律上の損害賠償金 > 支払限度額」となる場合に限り、「支払限度額 ÷ 損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。

(5) 保険金をお支払いできない主な場合

次の事由に起因する損害に対しては、保険金をお支払いできません。

※ここでは主な場合のみを記載しております。詳細は、保険約款でご確認ください。

- | | |
|--|--|
| 1. 法令で定める所定の資格を有しない者が遂行した看護業務 | 12. 被保険者と同居する親族に対する賠償責任 |
| 2. 被保険者が所有、使用または管理する不動産または動産（看護業務に使用する機械または器具を除きます。） | 13. 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任 |
| 3. 名譽き損または秘密の漏えい（人格権侵害担保特約条項で補償対象となる損害については、この規定は適用されません。） | 14. 排水または排気（煙を含みます。）に起因する賠償責任 |
| 4. 美容を唯一の目的とする業務 | 15. 被保険者の占有を離れた財物の損壊自体 |
| 5. 看護業務の結果を保証することにより加重された賠償責任 | 16. 被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して提供した財物であって被保険者の占有を離れたものまたは被保険者の行った業務の結果 |
| 6. 被保険者が助産所の開設者である場合における助産または妊婦、じょうく婦もしくは新生児の保健指導に起因する損害 | 17. 最初の行為が保険期間の初日の前に行われ、その継続または反復として行われた不当行為 |
| 7. 保険契約者または被保険者の故意 | 18. 事実と異なることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の指図により行われた不当行為 |
| 8. 戦争、変乱、暴動、騒ぎょう、労働争議 | 19. 被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて行われた犯罪行為（過失犯を除きます。） |
| 9. 地震、噴火、洪水、津波、高潮 | 20. 被保険者による採用、雇用または解雇に関して行われた不当行為 |
| 10. 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任 | 21. 広告・宣伝活動、放送活動または出版活動 |
| 11. 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任（看護業務の遂行にあたって使用または管理する財物の損壊を除きます。） | 22. サイバー攻撃 |

看護師の業務と医師賠償責任保険との関係

- 看護師が行う業務は、法令上「傷病者若しくはじょうく婦に対する療養上の世話または診療の補助」と規定されています。具体的には次のとおりです。

療養上の世話	患者の体を拭くなどの業務
診療の補助	注射、採血、調剤、投薬、血圧等の測定、脈拍・超音波・心電図・脳波等の生理学的検査などの業務

- 看護師は、医師の指示のもとでなければ医療行為を行うことはできません。

看護師が開業医・病院等に雇用されている場合は、看護師の過失によって生じた医療過誤については、一般的に使用者である開業医・病院等が民法上の使用者責任を負います。この場合、まず開業医・病院等が付保している医師賠償責任保険で対応するものの、後から看護師個人の責任について医師賠償責任保険から代位求償されることがあります。このほかにも、被害者から、開業医・病院等と共に看護師個人に対して、直接、損害賠償請求がなされる可能性が残ります。

- したがって、事故発生時には、本保険に関する責任の有無、責任の範囲、紛争の解決方法（示談、訴訟など）について勤務先の病院・診療所の判断を十分に確認させていただくこととなります。

用語解説

【被保険者】：この保険契約において補償を受けることができる方をいいます。

【身体の障害】：傷害、疾病またはこれらに起因する後遺障害もしくは死亡をいいます。

【財物の損壊】：財物の滅失、破損または汚損をいいます。

【支払限度額】：保険会社がお支払いする保険金の上限額をいいます。

【看護業務】：保健師助産師看護師法に規定される次の業務であって、日本国内において遂行されるものをいいます。

ア：看護師の資格を有する者が行う看護師としての業務

イ：准看護師の資格を有する者が行う准看護師としての業務

ウ：保健師の資格を有する者が行う保健師または看護師としての業務

エ：助産師の資格を有する者が行う助産師または看護師としての業務

オ：アからエまでに付随する業務

【不当行為】：次のいずれかの行為をいいます。

ア：不当な身体の拘束

イ：口頭または文書もしくは図面等による表示

【人格権侵害】：他人の自由、名譽またはプライバシーの侵害をいいます。

【発見】：被保険者が事故を最初に認識した時（認識し得た時を含みます。）、または被保険者に対して損害賠償請求がなされた時（なされるおそれがあると被保険者が認識した時または認識し得た時を含みます。）のいずれか早い時点をいいます。

【基本契約】：賠償責任保険普通保険約款に保健師・助産師・看護師特別約款を組み合わせた契約をいいます。